

# 特定自主検査の対象機械に 3種類の解体用機械が追加されました



## 解体用機械



・ブレーカ

## 追加



・コンクリート圧砕機



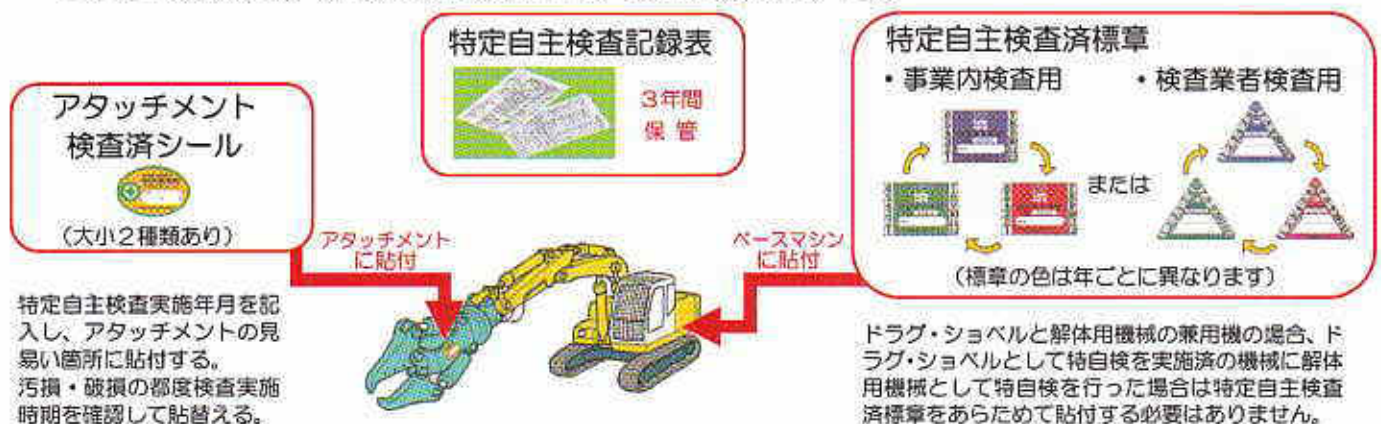
・鉄骨切断機



・解体用つかみ機

1年に1回、特定自主検査を実施しましょう！！

- 平成25年7月から上記3種の解体用機械が特定自主検査（以下「特自検」という。）の対象機械になりました。これらの機械については年に1回、有資格者による特自検を実施しなければなりません。（労働安全衛生法 第45条、労働安全衛生規則 第167条、第169条の2）
- 遅くとも平成26年6月末までには解体用機械としての特自検を実施してください。実施していない場合は罰則の適用があります。（労働安全衛生法 第120条、第122条）
- 自社に「整地・運搬・積込み用・掘削用及び解体用」の特自検有資格者がすでにいる場合はその者が特自検（事業内検査）を実施できます。自社に当該有資格者がいない場合は、登録検査業者へ特自検（検査業者検査）をご依頼ください。
- 公益社団法人 建設荷役車両安全技術協会（略称 建荷協（けんにかきょう））では特自検に関する法令改正内容の周知のための「実務研修『解体用機械（追加規制）コース』」を用意しています。特自検有資格者の方は受講されることをお奨めします。
- 特自検の記録（検査記録表）を3年間保存するとともにベースマシンには「特定自主検査済標章」を貼付しなければなりません。（労働安全衛生規則 第169条、第169条の2）
- 解体用アタッチメントには「アタッチメント検査済シール」を検査実施の証として貼るよう努めることとされています。（平成25年6月3日付 基安発0603 第1号）



お問い合わせ先 公益社団法人 建設荷役車両安全技術協会 兵庫県支部

〒650-0024 神戸市中央区海岸通8番 神港ビル 703号

電話 078-332-4936 FA X078-392-8921

ホームページ <http://www.kennikyo-hyogo.jp/>